【RO7 空家等対策支援専門家派遣事業 File14 天龍村作成】

【特定空家解体に向けた特定空家所有者との相談・助言】

期日	令和7年9月5日 14:00~15:05
用務地	大阪府八尾市 八尾地域密着型高齢者施設 楽寿
用務	特定空家の所有者、A氏訪問
	〇訪問者:後藤建設課長、西村、柴田智行司法書士(web参加)
	〇相手方:A氏(91歳)、B氏(施設職員)
	〇相談内容とA氏の回答
	 写真を見せ天龍村にある建物について覚えているか。→覚えている。
	② Aさんは①の建物に住んでいたか。→私は住んでいないが昔弟が住んでいた。
	③ Aさんは天龍村に住んでいたことがあるか。
	→住んだことはあり、駅上で近所にCさんがいた。 (②と矛盾)
	④ ①の建物は登記簿謄本で所有者はAさんとなっているが、建物は倒壊の恐れが
	あり、建物の下にJRの線路があり倒壊時に大きな被害が想定される。また、近隣
	住民も建物の悪臭や周辺の環境に迷惑しているため、解体してほしい。
顛末	→私の建物でないし、お金もないため解体できない。
	⑤ 登記簿謄本で所有者がAさんとなっているため、所有者はAさんで間違いない
	のですが、解体できないのであれば村で行政代執行し、その費用をAさんに請求
	したいと考えているがよいか。 (金田組に見積依頼し税込2,761,000円であること
	を伝える。)
	→私の建物でないため解体してもらってもよいが、私は関係ないため費用請求しな
	いでほしい。
	⑥ ④⑤の話を繰り返ししたが、なかなか理解が得られなかったため、行政代執行に向
	けた手続きを進めていきA氏に費用を請求することを伝え、訪問を終了した。
	その他:話がなかなか噛み合わなかったり、話が矛盾しており認知症が重度であると感
	じられた。











